

地域生活支援部会における取組みについて

平成21年3月26日

静岡市障害者相談支援連絡調整会議

地域生活支援部会

(静岡市障害者協会)

1 これまでに洗い出された課題・テーマ

(1) 連絡調整会議で洗い出された課題（ケースとして挙がってきているもの）

① 困難な事例の主なもの（課題はケースより複数採り上げ）

- ・ 高次脳機能障害の日中活動の場、支援策
- ・ 家族介護の限界、家族の無理解への対応
- ・ 山間部に住む障害者への相談とサービスの提供（相談支援やサービスがない）
- ・ 多問題家族の中にいる障害児への福祉サービス等の保障
- ・ 触法行為を行った知的障害者への対応、支援（執行猶予ですぐ出てきて、再犯）
- ・ 重症心身障害の送迎・在宅支援、入所・短期入所の空きの確保

② 主に関連機関との連携が関係するもの

- ・ 特別支援学校卒業後の進路先の確保（学校、通所施設、就労支援系事業者等）
- ・ 発達障害の就学、就労先、日中活動が見つからない（発達障害者支援センター）
- ・ 障害者の借金問題への対応や金銭管理の支援（日常生活自立支援事業など）
- ・ 精神障害者などの病院からの地域移行の支援（退院促進事業の事例など）
- ・ 「地域包括」の障害者とのかかわりや連携（高齢者が入所後の同居障害者の支援）
- ・ 専門機関との連携の成果（就業・生活支援センター、発達障害者センターなど）
- ・ 入院中の障害児に対するサービス提供（医療との切り分け）
- ・ 生活保護の障害者への支援の具体的内容が分からない（社会福祉課）

(2) 当事者等関係者から指摘されている課題（相談機関に相談として挙がらないもの）

- ① 精神障害「家でブラブラしているが、本人も家族も困っているとは言わない状態」
- ② 精神障害者の病院から地域移行の受け皿整備の遅れ、不足（退院促進事業関係）
- ③ グループホーム・ケアホームが増えない（現体系では採算が取れず事業者がいない）
- ④ 軽度の知的・精神障害者の職場での環境（上司・同僚が非協力的、勤務時間が長い）
- ⑤ 旧静岡と清水での支援や行政などの対応が違う（3区の支援課、地域包括など）
- ⑥ 「ヘルパーがいないので、派遣できない」として断られることが多く、諦めている
- ⑦ 相談支援機関が、あまりアテにならない（不在が多い、断られる、役に立たない）

2 課題の整理

(1) 調整・連携で解決できそうだが難しい課題

- ① 「地域包括」との連携・・・介護保険と障害の相談支援とサービス提供の壁の解消
- ② 発達障害者への支援策・・・発達障害者支援センターとの連携、現サービスの拡大

- ③就労支援・職場定着など・・・就業・生活支援センターさつきなどとの連携
- ④地域の環境づくり・・・民生児童委員、保健師、住民などとの連携・見守り
- ⑤多問題家族への支援・・・行政（生保を含む）も入ったケース会議、介入の権限
- ⑥借金返済や金銭管理・・・専門家の支援、日常生活自立支援事業

(2) 現在の資源の増加・改善が必要な課題

- ①グループホーム・ケアホームを増加する策・・・市営住宅などの活用、民間支援策
- ②ホームヘルパー・ガイドヘルパーの人員確保・養成は県所管、市でできることは？
- ③卒業後の進路の確保と円滑な移行・・・移行支援会議と相談機関との連携
- ④地域生活支援のため具体策の明確化・・・施設による地域移行のノウハウの共有
- ⑤山間地の相談支援・サービス提供の支援・・・地域包括との連携、報酬上の評価？
- ⑥重症心身障害者の在宅支援・・・施設や資源が少ない、医療的ケア問題

(3) 新しい資源の開発が必要な課題

- ①高次脳機能障害者への支援策・・・「そら」だけでは限界、専門的な研究の成果は
- ②発達障害者への支援策・・・国レベルでの研究と具体的支援策の共有が必要
- ③精神障害者への支援策・・・日中活動の場等何が必要か、ヘルパーの現任研修
- ④軽度の障害者への支援・・・触法障害者化の防止、専門性のあるヘルパー支援

(4) 残されている、解決が難しい課題

- ①家族関係への介入（障害者の虐待防止法の未整備、措置権などの強制権がない）
- ②医療との仕切り（入院中の介護支援、退院の決定への関与、ヘルパーの医療的ケア）
- ③施設・病院主導の地域移行に対して、地域の受入準備の判断（受入態勢不可の判断）
- ④相談支援体制の充実（受託法人の方針、相談員1人体制の限界など）

3 課題・テーマと具体的対応の選択肢（緊急性・必要性和方法論の検討：現在進行形）

(1) 平成21年度の部会の運営

- ①障害種別かテーマ別か ニーズに応じた部会の設置を
精神障害者地域支援部会の設置の可能性

②運営方法の検討

- ・委員の選任、座長の選任、外部委員の選任
- ・運営は誰が（事務局又は座長、行政またはその連携）

(2) 地域生活支援部会内での分科会を設置し、検討する

- ①地域生活支援部会に住まいの場の分科会を設置する：ケアホームの確保

(3) プロジェクトチームの設置（形が具体的で明確な場合）：まだ該当なし

(4) 現行の相談支援体制の強化

- ①相談のアウトリーチ（支援課と相談機関の職員が家庭訪問する）
- ②相談機関の複数担当体制、「基幹相談支援機関センター」への期待